

全面禁酒細則運用に関するガイドライン

2019年11月15日

11月祭救護本部

第61回11月祭においては全面禁酒が決定されている。11月祭救護本部では全面禁酒細則の適用についてのガイドラインを策定した。この文書は全面禁酒細則を補完するものであり、実際の運用基準を規定するものである。全面禁酒細則の適用対象は11月祭来場者、企画出展者、学生などの11月祭期間中に11月祭の会場を訪れるあらゆる人¹であり例外は認められない。

提供行為

提供行為は販売、配布、その他他人にお酒を渡す行為²を指す。提供行為が行われた場合は企画参加者、一般来場者(京大生)、一般来場者(京大生以外)についてそれぞれ以下の措置をとる。企画参加者が違反した場合はその企画参加者が参加する企画の即時出展停止の措置³に加え、当該企画の企画参加者全員の次年度出展権の停止措置⁴、一時預かり措置⁵をとる。一般来場者(京大生)の場合は次年度出展権の停止措置⁶および一時預かり措置⁷をとる。一般来場者(京大生以外)の場合は一時預かりの措置⁸をとる。

飲酒行為

飲酒行為が行われた場合は企画参加者、一般来場者(京大生)、一般来場者(京大生以外)についてそれぞれ以下の措置をとる。企画参加者が違反した場合はその企画参加者が参加する企画の

¹ (『全面禁酒細則』(1)原則 細則の注釈 (1)原則について 11月祭に参加する企画および個人)

² 提供禁止:11月祭に参加する企画および個人による、販売、配布等のあらゆる手段における酒類の提供を禁止する。(『全面禁酒細則』(1)原則 3項目)

³ また、発覚した当日からその企画については、第61回11月祭中の企画開催を停止する。(『全面禁酒細則』(3)違反の際の措置 販売・配布している場合 6文目)

⁴ 企画参加者の場合、出展企画の特定を行いその企画参加者全員の次年度の企画出展権を停止する。(『全面禁酒細則』(3)違反の際の措置 販売・配布している場合 3文目)

⁵ 酒類はその場で一時預かりを行う。(『全面禁酒細則』(3)違反の際の措置 販売・配布している場合 7文目)

⁶ 販売・配布を行ったものは次年度の企画出展権を停止する(『全面禁酒細則』(3)違反の際の措置 販売・配布している場合 2文目)

⁷ 4に同じ。

⁸ 4に同じ。

参加者全員の次年度出展権の停止措置⁹と酒類一時預かり措置¹⁰をとる。ただし、この措置についてはその企画につき一度目の違反である場合については嚴重注意処分とする。この場合も酒類の一時預かり措置をとる。一般来場者(京大生)が違反した場合はその個人に対し次年度出展権の停止¹¹および酒類の一時預かり措置¹²をとる。ただし、この措置についてはその企画につき一度目の違反である場合については嚴重注意処分とする。この場合も一時預かり措置はとる。一般来場者(京大生)が違反した場合は一時預かり措置¹³をとる。

単一企画における違反の累積

単一企画においては企画内における違反が累積される。ある企画内で1人が1度飲酒行為についての違反を犯すとその人間が所属する企画に1度目の飲酒行為についての違反が記録される。その企画について2度目の飲酒行為についての違反が記録された場合は次年度出展権の停止措置がとられる。また複数人が同時に違反を犯した際は人数の分だけ違反が累積される。

企画開催場所における違反

企画開催場所において提供・飲酒の違反があった場合はその企画の参加者が違反をしたものとみなし、当該企画に対し、即時出展停止措置や次年度出展権の停止の措置をとることができる¹⁴。教室や模擬店テント内で提供・飲酒の違反があった場合について、そこでやっている企画の管理責任があると考えられる場合には、企画に対し即時出展停止措置や次年度出展権の停止措置をとる。

持込行為

持込行為が行われた場合は一時預かり措置¹⁵をとる。

⁹ 出展企画が特定できる場合はその企画に参加をする企画参加者全員の次年度の企画出展権を停止する場合がある(『全面禁酒細則』(3)違反の際の措置 企画参加者が飲酒をしている場合 2文目)

¹⁰ 酒類はその場で一時預かりを行う。(『全面禁酒細則』(3)違反の際の措置 企画参加者が飲酒をしている場合 5文目)

¹¹ その個人が京都大学の学生である場合、次年度の企画出展権を停止する場合がある(『全面禁酒細則』(3)違反の際の措置 個人が飲酒をしている場合 2文目)

¹² 酒類はその場で一時預かりを行う。(『全面禁酒細則』(3)違反の際の措置 個人が飲酒をしている場合 5文目)

¹³ 11に同じ。

¹⁴ また、企画開催場所にて問題行動が確認された場合は、当該企画の参加者が問題行動をしているとみなす場合がある。(『全面禁酒細則』(3)違反の際の措置 販売・配布している場合 5文目、企画参加者が飲酒をしている場合 4文目)

¹⁵ 11に同じ。

一時預かり

一時預かりをした酒類は 11 月祭本部にて保管する。一時預かりの際には返却を希望するか、廃棄を希望するか選択を行う¹⁶。返却は 11/25(月)の朝(8:00~10:00)に共東 11 教室で行う¹⁷。一時預かりの際には身分証を提示させ、返却時に預かり時と同じ身分証を提示することで本人確認を行う¹⁸。本人確認が取れた場合のみ返却を行う。返却日に受け取りに来られなかった酒類は全て廃棄¹⁹とする。

企画参加者

全面禁酒細則における企画参加者とは京大生の企画参加者および学外参加者、調理者名簿に記載のある者を指す²⁰。上記における企画参加者の内、学外参加者、京大生以外で調理者名簿に記載のある者は次年度出展権が存在しないため、次年度出展権停止は行わない。

身分証の提示

11 月祭本部および救護本部は 11 月祭来場者、企画出展者、学生などの 11 月祭期間中 11 月祭会場を訪れるあらゆる人に違反が認められた場合、対して身分証を求められることができる²¹。身分証の提示については、一時預かり時およびその返却時にも必要となる。

¹⁶ 一時預かり時に廃棄か返却希望かの選択を行ってもらう。(『全面禁酒細則』(4)一時預かり 2 文目)

¹⁷ 11 月祭終了後に返却日を設け、本人確認が取れた場合返却を行う。(『全面禁酒細則』(4)一時預かり 3 文目)

¹⁸ 16 に同じ。

¹⁹ 返却日に回収されなかった酒類は全て廃棄する。(『全面禁酒細則』(4)一時預かり 3 文目)

²⁰ 企画出展者として PENGUIN 上で登録される者および模擬店企画の調理者名簿に記載のある者。(『全面禁酒細則』細則の注釈 (3)違反の際の措置について 企画参加者)

²¹ 学生証などの身分証の提示を求める。(『全面禁酒細則』(3)違反の際の措置 販売・配布している場合他)